

三木町育英資金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

三木町長

先に申請のあった三木町育英資金返還支援補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、三木町育英資金返還支援補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

| | |
|--------------------|--|
| 決定内容 | |
| 適用期間 | |
| 交付決定額 | |
| 交付の方法 | |
| 補助金を交付しない 場合の理由 | |

補助金の交付を育英資金の返還金から控除することにより行う場合、その控除の方法は、別紙「三木町育英資金返還支援補助金交付内訳書」を参照してください。

補助対象の要件を満たしていないことが判明したとき、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。